

令和 8 年度  
第 2 回  
岩手県私立学校審議会資料

日 時 令和 8 年 9 月 14 日（月） 15 時 00 分

場 所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

## 次 第

### 1 開 会

### 2 出席者（定足数）の確認

### 3 挨 拶

### 4 議 事

#### (1) 議事録署名委員の指名

#### (2) 諮問事項（2件）

##### ア 広域通信制高等学校の設置認可について

学校法人河合塾学園 ドルトンX学園高等学校（一関市）・・・・・・ 議案第1号

##### イ 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市）・・・・・・ 議案第2号

#### (3) 協議事項（1件）

##### 小学校の設置計画について

学校法人安比高原学園（仮称） 風土と育つ学び舎小学校（仮称）・・ 議案第3号

#### (4) 報告事項（1件）

##### 専修学校の設置認可に係る経過報告

#### (5) その他

### 5 閉 会

# 岩手県私立学校審議会委員名簿

令和8年7月1日現在

|    | 職 名 等              | 氏 名<br>(任 期)                          | 備 考 |
|----|--------------------|---------------------------------------|-----|
| 1  | 岩手女子高等学校長          | 浅 見 剛 文<br>(R8. 7. 1～R12. 6. 30、2 期目) |     |
| 2  | 仁王幼稚園長             | 曾 根 美 砂<br>(R6. 7. 1～R10. 6. 30、1 期目) |     |
| 3  | MCL 盛岡ペットワールド専門学校長 | 龍 澤 尚 孝<br>(R8. 7. 1～R12. 6. 30、1 期目) |     |
| 4  | 岩手県立大学理事・副学長       | 高 橋 聡<br>(R2. 7. 1～R10. 6. 30、2 期目)   |     |
| 5  | 公益財団法人岩手県国際交流協会理事長 | 佐 藤 博<br>(R8. 7. 1～R12. 6. 30、1 期目)   |     |
| 6  | 弁護士                | 天 間 正 継<br>(R8. 7. 1～R12. 6. 30、2 期目) |     |
| 7  | 岩手中・高等学校長          | 新 田 亮 一<br>(R6. 7. 1～R10. 6. 30、1 期目) |     |
| 8  | 税理士                | 八木橋 美 紀<br>(R8. 7. 1～R12. 6. 30、1 期目) |     |
| 9  | 岩手大学大学院教育学研究科特命教授  | 須 川 和 紀<br>(R6. 7. 1～R10. 6. 30、1 期目) |     |
| 10 | 学校法人緑学園理事長         | 佐々木 栄 光<br>(R6. 7. 1～R10. 6. 30、1 期目) |     |

(敬称略 議席番号順)

議案第 1 号

広域通信制高等学校の設置認可について

申請の概要

| 項 目                | 内 容                                                                                                                                                                            |       |                        |       |      |       |       |       |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------|-------|------|-------|-------|-------|
| 学校の名称              | ドルトンX学園高等学校                                                                                                                                                                    |       |                        |       |      |       |       |       |
| 位 置                | 岩手県一関市花泉町油島字上築道 43－ 1                                                                                                                                                          |       |                        |       |      |       |       |       |
| 設 置 者              | 学校法人河合塾学園（理事長 河合 英樹）                                                                                                                                                           |       |                        |       |      |       |       |       |
| 開設予定日              | 令和 9 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                 |       |                        |       |      |       |       |       |
| 設置の目的              | 学びのセーフティーネットに留まってきた通信制高等学校において、オンライン学習ならではの利点を生かした多拠点での探究活動におけるリアルな体験とオンラインでの個別最適化された学習を融合させ、グローバルとローカル双方の視点を持ち、複雑な時代を主体的に生き抜く力を育み、世界の課題を解決するために活躍できる人材を育成することを目的として、本学校を設置する。 |       |                        |       |      |       |       |       |
| 課程・学科              | 通信制課程（広域）、普通科                                                                                                                                                                  |       |                        |       |      |       |       |       |
| 教 育 区 域            | 47 都道府県                                                                                                                                                                        |       |                        |       |      |       |       |       |
| 学 期                | 1 学期： 4 月 1 日～ 8 月 31 日<br>2 学期： 9 月 1 日～12 月 31 日<br>3 学期： 1 月 1 日～ 3 月 31 日                                                                                                  |       |                        |       |      |       |       |       |
| 修 業 年 限            | 3 年以上                                                                                                                                                                          |       |                        |       |      |       |       |       |
| 収 容 定 員            | 1 年次                                                                                                                                                                           |       | 2 年次                   |       | 3 年次 |       | 定 員   |       |
|                    | 学級数                                                                                                                                                                            | 生徒数   | 学級数                    | 生徒数   | 学級数  | 生徒数   | 入学定員  | 総定員   |
|                    | 6                                                                                                                                                                              | 150 人 | 6                      | 150 人 | 6    | 150 人 | 150 人 | 450 人 |
|                    | ※ 設置基準 ： 1 学級 40 人以下<br>面接指導人数規定：40 人以下<br>ガイドライン ： 40 人未満                                                                                                                     |       |                        |       |      |       |       |       |
| 通 信 教 育<br>連 携 施 設 | 【面接指導等実施施設】                                                                                                                                                                    |       |                        |       |      |       |       |       |
|                    | 名 称                                                                                                                                                                            |       | 所在地                    |       |      |       |       | 定 員   |
|                    | 東京キャンパス<br>（ドルトン東京学園）                                                                                                                                                          |       | 東京都調布市入間町 2 丁目 28 番 20 |       |      |       |       | 50 人  |
|                    | 【学習支援施設】                                                                                                                                                                       |       |                        |       |      |       |       |       |
|                    | 名 称                                                                                                                                                                            |       | 所在地                    |       |      |       |       | 定 員   |
|                    | TOKYO NTT BASE<br>（NTT 中央研修センタ 3 号館）                                                                                                                                           |       | 東京都調布市入間町 1 丁目 44      |       |      |       |       | 100 人 |

| 項目    | 内 容                |  |  |  |  |  |
|-------|--------------------|--|--|--|--|--|
| 生徒納付金 | 授業料（年額）： 970,000 円 |  |  |  |  |  |

| 項 目   | 内 容                                        |          |           |           |           |       |         |         |
|-------|--------------------------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-------|---------|---------|
| 施設の概要 |                                            |          |           |           |           |       |         |         |
|       | 区分                                         | 面積（㎡）    | 設置基準      |           |           |       |         |         |
|       |                                            |          | 高等学校      | 通信制教育規程   | ガイドライン    |       |         |         |
|       | 校 舎                                        | 2,060 ㎡  | 3,180 ㎡以上 | 1,200 ㎡以上 | 1,200 ㎡以上 |       |         |         |
|       | 屋外運動場                                      | 12,160 ㎡ | 8,400 ㎡以上 | －         | －         |       |         |         |
|       | 計                                          | 14,220 ㎡ | －         | －         | －         |       |         |         |
|       | ※ 通信制課程のみを置く学校（独立校）であることから、1,200 ㎡以上であれば可。 |          |           |           |           |       |         |         |
|       | ※ この他、屋内運動場 825 ㎡あり。                       |          |           |           |           |       |         |         |
|       | 校舎の内訳（抜粋）                                  |          |           |           |           |       |         |         |
|       | 区分                                         | 室数       | 面積（㎡）     | 区分        | 室数        | 面積（㎡） |         |         |
| 普通教室  | 6                                          | 554.4 ㎡  | 保健室       | 1         | 41.1 ㎡    |       |         |         |
| 特別教室  | 6                                          | 460.5 ㎡  | 職員室       | 1         | 88.8 ㎡    |       |         |         |
| 図書室   | 1                                          | 53 ㎡     | 校長室       | 1         | 28.5 ㎡    |       |         |         |
|       |                                            |          |           |           |           |       |         |         |
| 収支予算  |                                            |          |           |           |           |       |         |         |
|       | 年度<br>科目                                   |          | 収入（千円）    |           | 年度<br>科目  |       | 支出（千円）  |         |
|       |                                            |          | 9 年度      | 10 年度     |           |       | 9 年度    | 10 年度   |
|       | 学生生徒等納付金収入                                 |          | 427,500   | 808,500   | 人件費支出     |       | 232,000 | 331,000 |
|       | 手数料収入                                      |          | 2,700     | 2,700     | 教育研究費支出   |       | 442,640 | 604,160 |
|       | 寄付金収入                                      |          | 3,000     | 3,000     | 借入金等利息支出  |       | 0       | 0       |
|       | 補助金収入                                      |          | 0         | 0         | 借入金等返済支出  |       | 0       | 0       |
|       | 資産売却収入                                     |          | 0         | 0         | 施設関係支出    |       | 0       | 0       |
|       | 付随事業・収益事業収入                                |          | 1,800     | 3,600     | 設備関係支出    |       | 7,200   | 9,200   |
|       | 受取利息・配当金収入                                 |          | 0         | 0         |           |       |         |         |
|       | 雑収入                                        |          | 0         | 0         |           |       |         |         |
|       | 計                                          |          | 435,000   | 817,800   | 計         |       | 681,840 | 944,360 |

## 学校の収容定員に係る学則変更認可について

| 項 目   | 内 容                                                                                                          |                |               |                |               |                |                 |                 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 学 校 名 | 盛岡誠桜高等学校                                                                                                     |                |               |                |               |                |                 |                 |
| 位 置   | 岩手県盛岡市高松 1 丁目 21 番地 14 号                                                                                     |                |               |                |               |                |                 |                 |
| 設 置 者 | 学校法人盛岡誠桜学園（理事長 伏原 豊海）                                                                                        |                |               |                |               |                |                 |                 |
| 変更の理由 | 英会話専科への進学希望者が減少傾向にある一方で、医療機関や介護施設における医療事務職の需要が高まっていることや、医療・福祉分野への就職・進学を希望する生徒が増加していることを踏まえ、教育課程の見直しを行うものである。 |                |               |                |               |                |                 |                 |
| 変更の時期 | 令和 9 年 4 月 1 日                                                                                               |                |               |                |               |                |                 |                 |
| 変更の内容 | 学科等名称                                                                                                        |                | 現行            |                | 変更後           |                | 増減              |                 |
|       |                                                                                                              |                | 入学定員※         | 総定員            | 入学定員※         | 総定員            | 入学定員※           | 総定員             |
|       | 全<br>日<br>制<br>課<br>程                                                                                        | 普通科            | 225 人<br>6 学級 | 447 人<br>14 学級 | 225 人<br>6 学級 | 447 人<br>14 学級 | ±0              | ±0              |
|       |                                                                                                              | 商業科            | —             | 74 人<br>2 学級   | —             | 74 人<br>2 学級   | ±0              | ±0              |
|       |                                                                                                              | 家政科            | —             | 74 人<br>2 学級   | —             | 74 人<br>2 学級   | ±0              | ±0              |
|       |                                                                                                              | 食物調理科          | —             | 80 人<br>2 学級   | —             | 80 人<br>2 学級   | ±0              | ±0              |
|       |                                                                                                              | 計              | 225 人<br>6 学級 | 675 人<br>20 学級 | 225 人<br>6 学級 | 675 人<br>20 学級 | ±0              | ±0              |
|       | 専<br>攻<br>科<br>制<br>課<br>程                                                                                   | こども未来学科        | 30 人<br>1 学級  | 60 人<br>2 学級   | 30 人<br>1 学級  | 60 人<br>2 学級   | ±0              | ±0              |
|       |                                                                                                              | 公務員予備校<br>専科   | 20 人<br>1 学級  | 20 人<br>1 学級   | 20 人<br>1 学級  | 20 人<br>1 学級   | ±0              | ±0              |
|       |                                                                                                              | 調理師パティシエ<br>専科 | 20 人<br>1 学級  | 20 人<br>1 学級   | 20 人<br>1 学級  | 20 人<br>1 学級   | ±0              | ±0              |
|       |                                                                                                              | 英会話専科          | 20 人<br>1 学級  | 20 人<br>1 学級   | 廃止            |                | △20 人<br>△ 1 学級 | △20 人<br>△ 1 学級 |
|       |                                                                                                              | 医療事務専科         | 新設            |                | 20 人<br>1 学級  | 20 人<br>1 学級   | +20 人<br>+ 1 学級 | +20 人<br>+ 1 学級 |
|       |                                                                                                              | 計              | 90 人<br>4 学級  | 120 人<br>5 学級  | 90 人<br>4 学級  | 120 人<br>5 学級  | ±0              | ±0              |
|       | ※全日制課程の 1 学年は全科一括募集のため普通科に計上                                                                                 |                |               |                |               |                |                 |                 |
| 教職員数  | (単位：人)                                                                                                       |                |               |                |               |                |                 |                 |
|       |                                                                                                              | 専任             | 兼任            | 計              | 設置基準          |                |                 |                 |
|       | 校長                                                                                                           | 1              |               | 1              | 1             |                |                 |                 |
|       | 教頭                                                                                                           | 1              |               | 1              | 1             |                |                 |                 |
|       | 教諭                                                                                                           | 24             |               | 24             | 40            |                |                 |                 |
|       | 講師                                                                                                           | 27             | 29            | 56             |               |                |                 |                 |
|       | 事務職員                                                                                                         | 6              |               | 6              | 相当数           |                |                 |                 |
|       | 校医                                                                                                           |                | 4             | 4              |               |                |                 |                 |
|       | 計                                                                                                            | 59             | 33            | 92             |               |                |                 |                 |

|       |                                              |              |           |           |         |         |
|-------|----------------------------------------------|--------------|-----------|-----------|---------|---------|
| 施設の概要 | (単位：㎡)                                       |              |           |           |         |         |
|       | 区分                                           |              | 面積        | 設置基準      |         |         |
|       | 校地                                           | 校舎敷地         | 6,590.00  |           |         |         |
|       |                                              | 屋外運動場        | 3,709.21  | 8,400※    |         |         |
|       |                                              | その他          | 1,852.79  |           |         |         |
|       |                                              | 計            | 12,149.00 |           |         |         |
|       | 校舎等                                          | 校舎           | 6,648.58  | 4,620     |         |         |
|       |                                              | 体育館・講堂・屋内運動場 | 3,229.39  |           |         |         |
|       |                                              | 計            | 9,873.97  |           |         |         |
|       | ※体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。 |              |           |           |         |         |
| 収支予算  | (単位：千円)                                      |              |           |           |         |         |
|       | 科目                                           | 収入           |           | 科目        | 支出      |         |
|       |                                              | 9年度          | 10年度      |           | 9年度     | 10年度    |
|       | 生徒納付金収入                                      | 395,100※     | 395,100※  | 人件費支出     | 409,764 | 409,764 |
|       | 手数料収入                                        | 3,650        | 3,650     | 教育研究経費支出  | 162,485 | 162,485 |
|       | 寄附金収入                                        | 0            | 0         | 借入金等利息支出  | 19,810  | 19,810  |
|       | 補助金収入                                        | 299,778      | 299,778   | 借入金等返済支出  | 118,644 | 118,644 |
|       | 資産売買収入                                       | 0            | 0         | 施設関係支出    | 0       | 0       |
|       | 付随事業・収益事業収入                                  | 64,800       | 64,800    | 設備関係支出    | 200     | 200     |
|       | 受取利息・配当金収入                                   | 103          | 103       | 資産運用支出    | 0       | 0       |
|       | 雑収入                                          | 1,777        | 1,777     | その他支出     | 21,605  | 21,605  |
|       | 借入金等収入                                       | 0            | 0         | 資金支出調整勘定  | 0       | 0       |
|       | 前受金収入                                        | 10,350       | 10,350    | 次年度繰越支払資金 | 150,911 | 150,911 |
|       | その他収入                                        | 125,295      | 125,295   |           |         |         |
|       | 資金収入調整勘定                                     | △45,434      | △45,434   |           |         |         |
|       | 前年度繰越支払資金                                    | 28,000       | 28,000    |           |         |         |
|       | 計                                            | 883,419      | 883,419   | 計         | 883,419 | 883,419 |
|       | ※うち、医療事務専科 3,600（6名）、専攻科制課程 27,000（45名）      |              |           |           |         |         |

## 小学校の設置計画について

## 計画の概要

| 項 目              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |       |       |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|----------------------|-----|-----|------|--------------|--|----------|-------|-------|-------|-------|------|------|-----|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|----------------------|--------|----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|--------|--------------|------|----|------|--------|------|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 学校の名称            | (仮称) 風土と育つ学び舎小学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |       |       |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 位 置              | 岩手県八幡平市柏台2丁目7-10                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |       |       |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 設 置 者            | (仮称) 学校法人 安比高原学園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |       |       |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 開設予定日            | 令和10年4月1日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |       |       |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 設置の目的            | <p>多様化する教育ニーズに応える新たな教育の選択肢として、八幡平市の自然、歴史、文化、人々の暮らしや営みなど、この地域固有の「風土」を学びの基盤とし、児童一人ひとりの主体的な学びを育むことを目的として設置する。</p> <p>教科教育と探究的な学習を相互に関連付け、地域社会との多様な関わりや実体験から生まれる気付きや問を学びの起点としながら、自ら考え、選び、対話し、他者と協働しながら学びを深めていく力を育む。また、探究活動と教科学習を往還しながら、学習指導要領に基づく学びを着実に積み重ね、身に付けた知識や技能を実際の世界の中で生かしていく力を育成する。さらに、地域及び家庭と連携した開かれた教育活動を推進し、子どもたちが地域に学び、多様な人々と関わりながら、自分なりの生き方を見つけ、よりよい未来をともににつくっていくための土台を育むことを目指すものである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |       |       |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 収 容 定 員          | <table><tr><th rowspan="2">修業<br/>年限</th><th colspan="2">第1学年</th><th colspan="2">第2学年</th><th colspan="2">第3学年</th><th colspan="2">総定員</th><th rowspan="2">設置基準</th></tr><tr><th>学級数</th><th>定員</th><th>学級数</th><th>定員</th><th>学級数</th><th>定員</th><th>学級数</th><th>定員</th></tr><tr><td rowspan="4">6年</td><td>1学級</td><td>25人</td><td>1学級</td><td>25人</td><td>1学級</td><td>25人</td><td rowspan="4">6学級</td><td rowspan="4">150人</td><td rowspan="4">1学級<br/>40人以下</td></tr><tr><th colspan="2">第4学年</th><th colspan="2">第5学年</th><th colspan="2">第6学年</th></tr><tr><th>学級数</th><th>定員</th><th>学級数</th><th>定員</th><th>学級数</th><th>定員</th></tr><tr><td>1学級</td><td>25人</td><td>1学級</td><td>25人</td><td>1学級</td><td>25人</td></tr></table> |       |       |       |                      |     |     |      |              |  | 修業<br>年限 | 第1学年  |       | 第2学年  |       | 第3学年 |      | 総定員 |     | 設置基準 | 学級数  | 定員    | 学級数   | 定員    | 学級数   | 定員                   | 学級数    | 定員 | 6年  | 1学級 | 25人 | 1学級    | 25人 | 1学級 | 25人 | 6学級 | 150人   | 1学級<br>40人以下 | 第4学年 |    | 第5学年 |        | 第6学年 |    | 学級数 | 定員 | 学級数 | 定員  | 学級数 | 定員  | 1学級 | 25人 | 1学級 | 25人 | 1学級 | 25人 |
| 修業<br>年限         | 第1学年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       | 第2学年  |       | 第3学年                 |     | 総定員 |      | 設置基準         |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 学級数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 定員    | 学級数   | 定員    | 学級数                  | 定員  | 学級数 | 定員   |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 6年               | 1学級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 25人   | 1学級   | 25人   | 1学級                  | 25人 | 6学級 | 150人 | 1学級<br>40人以下 |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 第4学年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       | 第5学年  |       | 第6学年                 |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 学級数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 定員    | 学級数   | 定員    | 学級数                  | 定員  |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 1学級                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 25人   | 1学級   | 25人   | 1学級                  | 25人 |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 教 職 員<br>採 用 計 画 | <table><tr><th rowspan="2"></th><th>R10年度</th><th>R11年度</th><th>R12年度</th><th>R13年度</th><th rowspan="2">設置基準</th></tr><tr><th>開校年度</th><th>2年目</th><th>3年目</th><th>完成年度</th></tr><tr><td>学年構成</td><td>1～3学年</td><td>1～4学年</td><td>1～5学年</td><td>1～6学年</td><td rowspan="6">教諭等の数<br/>1学級<br/>1人以上</td></tr><tr><td>教員(専任)</td><td>9人</td><td>10人</td><td>11人</td><td>13人</td></tr><tr><td>教員(兼任)</td><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr><tr><td>職員(専任)</td><td>5人</td><td>8人</td><td>8人</td><td>10人</td></tr><tr><td>職員(兼任)</td><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr><tr><td>合計</td><td>14人</td><td>18人</td><td>19人</td><td>23人</td></tr></table>                                                            |       |       |       |                      |     |     |      |              |  |          | R10年度 | R11年度 | R12年度 | R13年度 | 設置基準 | 開校年度 | 2年目 | 3年目 | 完成年度 | 学年構成 | 1～3学年 | 1～4学年 | 1～5学年 | 1～6学年 | 教諭等の数<br>1学級<br>1人以上 | 教員(専任) | 9人 | 10人 | 11人 | 13人 | 教員(兼任) | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 職員(専任) | 5人           | 8人   | 8人 | 10人  | 職員(兼任) | 0人   | 0人 | 0人  | 0人 | 合計  | 14人 | 18人 | 19人 | 23人 |     |     |     |     |     |
|                  | R10年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | R11年度 | R12年度 | R13年度 | 設置基準                 |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|                  | 開校年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2年目   | 3年目   | 完成年度  |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 学年構成             | 1～3学年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1～4学年 | 1～5学年 | 1～6学年 | 教諭等の数<br>1学級<br>1人以上 |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 教員(専任)           | 9人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10人   | 11人   | 13人   |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 教員(兼任)           | 0人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0人    | 0人    | 0人    |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 職員(専任)           | 5人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 8人    | 8人    | 10人   |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 職員(兼任)           | 0人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 0人    | 0人    | 0人    |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 合計               | 14人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 18人   | 19人   | 23人   |                      |     |     |      |              |  |          |       |       |       |       |      |      |     |     |      |      |       |       |       |       |                      |        |    |     |     |     |        |     |     |     |     |        |              |      |    |      |        |      |    |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |

|       |                |                                                                                                                                                                |         |                     |                                                                  |          |                     |         |
|-------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------|------------------------------------------------------------------|----------|---------------------|---------|
| 施設の計画 | 校地             | (閉校予定の市立小学校敷地を活用予定)<br>総面積 22,155 m <sup>2</sup><br>地 目 宅地<br>所有者 国 (岩手北部森林管理署管理)                                                                              |         |                     |                                                                  |          |                     |         |
|       | 校舎             | (閉校予定の市立小学校校舎を活用予定)<br>延面積 2,474 m <sup>2</sup><br>構造 木造 2階建<br>内訳 ①普通教室 (6室) 338 m <sup>2</sup><br>②特別教室 (7室) 540 m <sup>2</sup><br>③その他 1,596 m <sup>2</sup> |         |                     | 設置基準<br>※定員 150 人の場合<br>500 + 5 × (150-40) =1,050 m <sup>2</sup> |          |                     |         |
|       |                | 校舎の主な内訳 (抜粋)                                                                                                                                                   |         |                     |                                                                  |          |                     |         |
|       |                | 区 分                                                                                                                                                            | 室 数     | 面 積                 | 区 分                                                              | 室 数      | 面 積                 |         |
|       |                | 普通教室                                                                                                                                                           | 6       | 338 m <sup>2</sup>  | 保健室                                                              | 1        | 20.6 m <sup>2</sup> |         |
|       |                | 特別教室                                                                                                                                                           | 7       | 540 m <sup>2</sup>  | 職員室                                                              | 1        | 52.9 m <sup>2</sup> |         |
|       |                | うち図書室                                                                                                                                                          | 1       | 60.8 m <sup>2</sup> |                                                                  |          |                     |         |
|       | 運動場            | ア 屋外運動場：面積 9,690 m <sup>2</sup><br>イ 屋内運動場：面積 586.6 m <sup>2</sup>                                                                                             |         |                     | 設置基準<br>(屋外運動場)<br>定員 150 人の場合 2,400 m <sup>2</sup> 以上           |          |                     |         |
|       |                |                                                                                                                                                                |         |                     |                                                                  |          |                     |         |
|       | 主な校具、<br>教具等備品 | 校具・教具及び什器備品等                                                                                                                                                   |         |                     |                                                                  |          |                     |         |
| 区 分   |                | 数 量                                                                                                                                                            |         | 区 分                 |                                                                  | 数 量      |                     |         |
| 校具    |                | 750 点                                                                                                                                                          |         | 図書                  |                                                                  | 20,000 点 |                     |         |
| 教具    |                | 既存校舎からの引継ぎを含め認可申請までに整理                                                                                                                                         |         |                     |                                                                  |          |                     |         |
| 収支予算  | 年 度<br>科 目     |                                                                                                                                                                | 収入 (千円) |                     | 年 度<br>科 目                                                       |          | 支出 (千円)             |         |
|       |                |                                                                                                                                                                | 10 年度   | 11 年度               |                                                                  |          | 10 年度               | 11 年度   |
|       | 生徒納付金収入        |                                                                                                                                                                | 39,200  | 77,000              | 人件費支出                                                            |          | 107,318             | 124,844 |
|       | 手数料収入          |                                                                                                                                                                | 902     | 904                 | 教育研究経費支出                                                         |          | 31,956              | 36,533  |
|       | 寄附金収入          |                                                                                                                                                                | 200,000 | 20,000              | 借入金等利息支出                                                         |          | 0                   | 0       |
|       | 補助金収入          |                                                                                                                                                                | 13,119  | 26,217              | 借入金等返済支出                                                         |          | 0                   | 0       |
|       | 資産売買収入         |                                                                                                                                                                | 0       | 0                   | 施設関係支出                                                           |          | 0                   | 0       |
|       | 付随事業・収益事業収入    |                                                                                                                                                                | 12,603  | 21,473              | 設備関係支出                                                           |          | 0                   | 0       |
|       | 受取利息・配当金収入     |                                                                                                                                                                | 0       | 0                   | 資産運用支出                                                           |          | 21,494              | 21,495  |
|       | 雑収入            |                                                                                                                                                                | 0       | 0                   | その他支出<br>(管理経費、付随事業)                                             |          | 18,032              | 23,966  |
|       | 借入金等収入         |                                                                                                                                                                | 0       | 0                   | 資金支出調整勘定                                                         |          | 0                   | 0       |
|       | 前受金収入          |                                                                                                                                                                | 0       | 0                   | 次年度繰越支払資金                                                        |          | 87,024              | 25,780  |
|       | その他収入          |                                                                                                                                                                | 0       | 0                   |                                                                  |          |                     |         |
|       | 資金収入調整勘定       |                                                                                                                                                                | 0       | 0                   |                                                                  |          |                     |         |
|       | 前年度繰越支払資金      |                                                                                                                                                                | 0       | 87,024              |                                                                  |          |                     |         |
|       | 計              |                                                                                                                                                                | 265,824 | 232,618             | 計                                                                |          | 265,824             | 232,618 |

令和 8 年度第 2 回  
岩手県私立学校審議会  
補足説明資料

日 時 令和 8 年 9 月 14 日（月） 15 時 00 分

場 所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

## 目 次

### 【議案第 1 号 広域制通信高等学校の設置認可について】

(学校法人河合塾学園 ドルトン X 学園高等学校)

|   |                                |     |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 県内の私立高等学校（通信制）・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 1 |
| 2 | 高等学校通信制課程について・・・・・・・・・・・・・・・・  | 〃   |
| 3 | 関係機関からの意見について・・・・・・・・・・・・・・・・  | 〃   |
| 4 | 教育モデル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | P 2 |
| 5 | 3年間のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・     | 〃   |

### 【議案第 3 号 小学校の設置計画について】

(学校法人安比高原学園（仮称） 風土と育つ学び舎小学校（仮称）)

|   |                              |     |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 学校設置予定地（八幡平市）の選定理由・・・・・・・・   | P 3 |
| 2 | 小学校施設活用に係る市との協議状況等・・・・・・・・   | 〃   |
| 3 | 関係機関への意見照会結果・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 4 |
| 4 | 参考（岩手県における私立小学校の状況）・・・・・・・・  | P 5 |

## 1 県内の私立高等学校（通信制）

| 地区 | 学校名        | 定員(人) | 募集区域    |
|----|------------|-------|---------|
| 盛岡 | 盛岡中央高等学校   | 500   | 岩手県・秋田県 |
| 中部 | 専修大学北上高等学校 | 300   | 岩手県・宮城県 |
| 県南 | 一関学院高等学校   | 300   | 岩手県・宮城県 |

※県内に広域通信制高等学校は設置されていないこと

## 2 高等学校通信制課程について

- ・ 高等学校通信制課程は、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施するもの。また、これらに加えて多様なメディアを利用した指導を行うことが可能。
- ・ 文部科学省では3以上の都道府県において生徒募集を行うものを広域通信制と定義している。

## 3 関係機関からの意見について

学校法人河合塾学園から広域通信制高等学校の設置認可申請が提出されたことを受け、岩手県私立学校認可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、教育区域に加える都道府県（岩手県を除く46都道府県）に同申請に対する意見を聴いたところ、以下の意見が寄せられた。

| 意 向   | 支障はない | やむを得ない | 支障がある | 未回答 | 合 計 |
|-------|-------|--------|-------|-----|-----|
| 都道府県数 | 5     | 25     | 12    | 4   | 46  |

各都道府県からは主に以下のような意見及びそれに対する学校法人の見解は以下のとおりであり、学校法人の見解及び設置基準への適合状況を総合的に勘案した結果、県としては認可して差し支えないものと判断した。

都道府県内に通信教育連携施設がないことから、通学に係る時間的、精神的、経済的負担が大きく、生徒の指導や支援等が適切に実施できるのか疑念が残る。事前説明を十分に行うこと。

本校では一関ならびに各拠点に寮を設ける全寮制を採用することで、通学の負担・不安は解消でき、充実した教育機会を担保できるものと考えております。尚、寮生活に対する生活面・精神面等への負担・不安や学費・寮費といった経済的負担については、入学前から生徒・保護者に説明しご理解をいただいたうえでご入学いただけるようにいたします。

既存の学校で定員割れしていること、教育需要は十分満たしていると考えられることから、教育区域に含めることは支障がある。

本校は入学定員150名であり、各都道府県からの入学者数も数名程度を想定していることから、特定地域の中学校卒業者や既存の高等学校からの入学者を大きく奪うものではなく、地域の高校教育に与える影響は限定的であると考えています。

また、本校は、ミネルバ大学の教育モデルを参考にした高校3年間で複数の地域・キャンパスを移動しながら学ぶ日本初のカリキュラムや、日本初となる一条校での「ミネルバ・バカロレア」の導入を予定するなど、既存の広域通信制高等学校とは異なる特色を有しています。

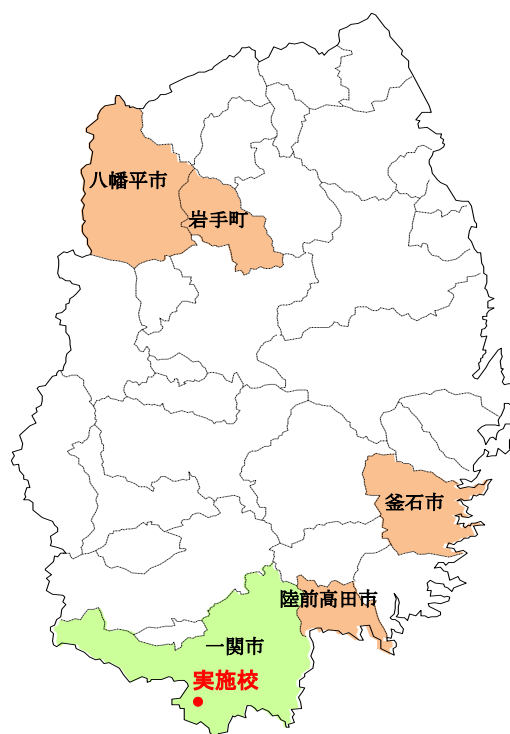
さらに、寮を備えた学校であることから帰国生からも新たな進学先の選択肢として関心が寄せられているほか、学費・寮費等の一定の費用負担を前提に、教育に対して一定の投資が可能な家庭を主な対象として想定しており、既に保護者から問い合わせが寄せられています。

これらのことから、本校は既存の高等学校とは異なるニーズを持つ生徒・家庭を対象としており、既存の学校と単純に入学者を奪い合うものではないと考えています。

## 4 教育モデル

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入学  | <b>「好奇心モンスター」が集う学校</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科学力の高い低いに関係なく、外向的・内向的とも関係なく探究する、解決する、協働することに興味の高い生徒</li> </ul>                                                                                                                                                                                                |
| 1年次 | <b>拠点に集い、基礎固めと本格探究に向けた心技体の養成</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミネルバ大学とは異なり、1年目は中学から高校へのギャップを埋め、知識、能力に加えて心技体の基礎の徹底にあてて</li> <li>・ 生徒同士の結びつき、つながりを重視し、集合滞在型中心</li> <li>・ 基礎学力、探究基礎力、英語力、生活力、とともに自らの関心を高めるための広いインプットを吸収する</li> </ul> |
| 2年次 | <b>拠点に散らばり、社会で学び探究密度を高めアウトプットを生み出す</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの興味や将来やりたいことに基づいて国内外含めて各地域に滞在し、社会の中で大人と一緒に学び、自主性、協働性、課題設定力、傾聴力、提案力、自己管理能力、など社会に必要な能力を経験と実践を通して身に付ける</li> </ul> <p>拠点滞在中は午前はオンライン授業、午後には探究活動が中心</p>         |
| 3年次 | <b>学びの反芻から1人ひとりの徹底的な進路準備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来やりたいことを見つめなおし、大学受験に備えたり、研究を深めたり、留学準備のため英語を猛勉強したり、起業に向けて出資を募ったり、社会に飛び出るホップステップの時間に充てる</li> </ul>                                                                                                                                                        |

岩手県内の実施校と拠点候補



※ このほか、  
県外・海外の拠点を検討中

## 5 3年間のスケジュール

1年次1・2学期および3年次1・2学期に、一関キャンパスと東京キャンパスで学びます。

現地実践プロジェクトは、1年次3学期から2年次2学期にかけて実施し、国内外の多様な地域で実践的な探究活動に取り組みます。

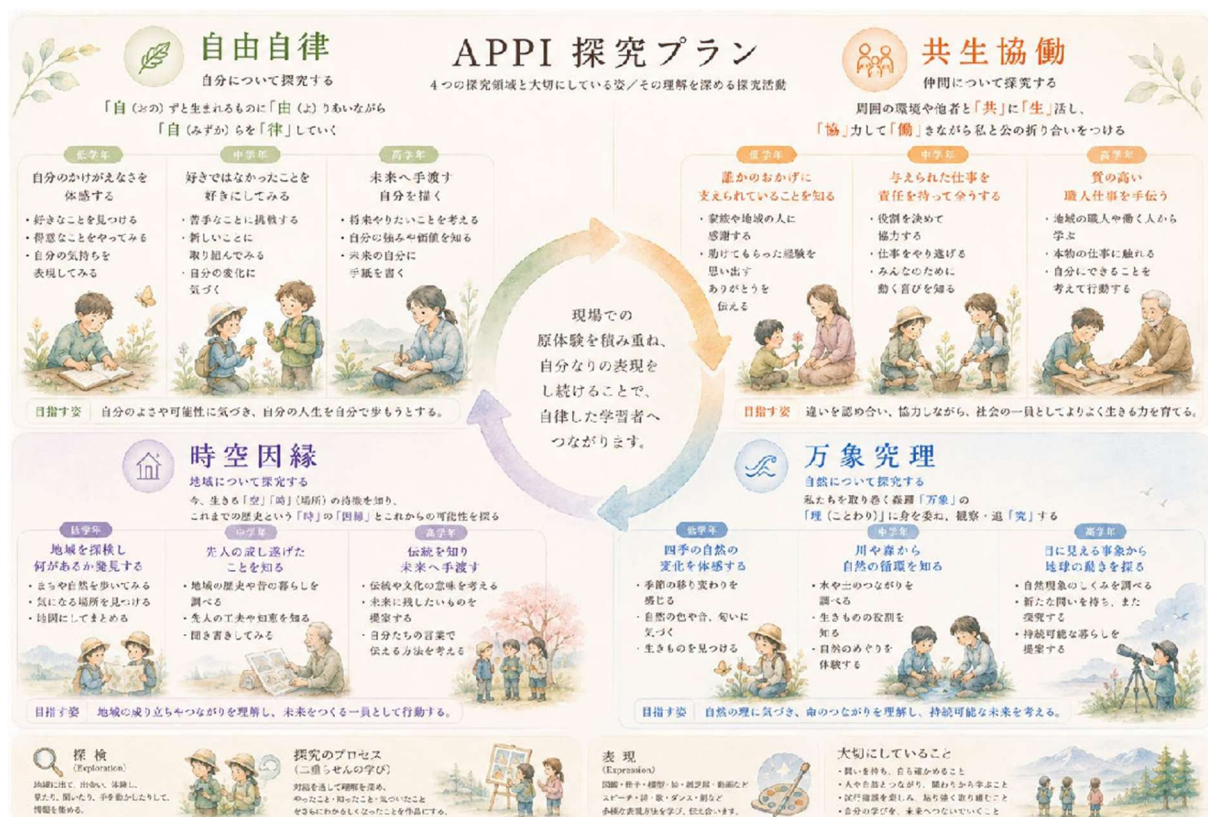
|     | 4月              | 5月 | 6月 | 7月 | 8月                | 9月            | 10月 | 11月 | 12月         | 1月                | 2月           | 3月                |
|-----|-----------------|----|----|----|-------------------|---------------|-----|-----|-------------|-------------------|--------------|-------------------|
|     | オリエンテーション合宿(一関) |    |    |    |                   |               |     |     | テイクオフ合宿(一関) |                   |              |                   |
| 1年次 | 1学期<br>一関※ 東京   |    |    |    | 夏移動<br>準備<br>夏季休暇 | 2学期<br>一関※ 東京 |     |     |             | 冬移動<br>準備<br>冬季休暇 | 3学期<br>地域拠点  | 春移動<br>準備<br>春季休暇 |
| 2年次 | 1学期<br>地域拠点     |    |    |    | 夏移動<br>準備<br>夏季休暇 | 2学期<br>地域拠点   |     |     |             | 冬移動<br>準備<br>冬季休暇 | 3学期<br>一関※   | 春移動<br>準備<br>春季休暇 |
|     | 学びの成果発表会        |    |    |    |                   |               |     |     |             |                   |              |                   |
| 3年次 | 1学期<br>一関※ 東京   |    |    |    | 夏移動<br>準備<br>夏季休暇 | 2学期<br>一関※ 東京 |     |     |             | 冬移動<br>準備<br>冬季休暇 | 進学準備<br>東京ほか |                   |

## 1 学校設置予定地（八幡平市）の選定理由

本計画では、設置者が掲げる教育構想の実現に当たり、次の観点から八幡平市を設置予定地として選定している。

### （1）教育構想との適合性

設置者が掲げる4つの探究領域を基盤とした教育活動を展開する上で、自然環境、地域資源、産業及び文化など多様な学習資源を有しており、探究的な学びのフィールドとして活用が期待できること。



（出典：一般社団法人安比高原学園設立準備財団資料）

### （2）地域との連携

地域住民、事業者、関係団体等との連携による教育活動の展開が期待されること。

### （3）施設活用

市立小学校統合に伴い閉校予定となる小学校施設を活用することで、既存施設を有効活用した学校運営が可能であること。

## 2 小学校施設活用に係る市との協議状況等

### （1）協議経過

令和8年7月16日

財団から八幡平市宛て、私立小学校設置に係る連携及び協力等に

ついて申入れ。

令和8年7月27日 八幡平市から、設置計画の進捗に応じて必要な協議及び調整を行うとともに、県私立学校審議会において設置計画が了承された場合には、校地、校舎の活用に係る協議等を進める旨の回答あり。

令和8年8月28日 八幡平市が市議会に対し、閉校後の小学校施設活用について説明。

令和8年9月14日 (岩手県私立学校審議会において設置計画を審議)

(審議会了承後) 校地、校舎活用に係る具体的協議及び関係手続を実施予定

## (2) 申入れ事項及び市の回答要旨

| ■申入れ事項         | ■市の回答要旨                                                                                                          |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校設立について       | 私立小学校設置計画について認識しており、今後、設置に係る手続の進捗を踏まえながら、関係部署において情報共有及び協議・調整を行う。                                                 |
| 閉校予定小学校の活用について | 設置予定校の校地・校舎として閉校予定の小学校活用を希望していることを認識しており、県及び県私立学校審議会における審査を経て計画が了承された場合は、関係法令や施設・土地の権利関係等を確認の上、施設の貸付等について協議を進める。 |
| 今後の連携について      | 学校法人設立後の連携協定の締結を見据え、校地・校舎の活用、地域連携や教育活動等に係る必要事項について、協議・調整を進める。                                                    |

## (3) その他

八幡平市とは、校地・校舎活用、地域連携等に関する協議を継続しており、県私立学校審議会において設置計画が了承された場合は、関係法令等に基づく手続及び具体的な調整を進めることとしている。

## 3 関係機関への意見照会結果

学校設置計画に係る関係機関への意見照会を実施した結果、各機関から特段の意見は示されなかった。

意見照会の結果は、次のとおりである。

| ■意見照会先    | ■主な意見等                                                                  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 岩手県私学協会   | 特になし                                                                    |
| 岩手県教育委員会  | 設置を予定している八幡平市及び八幡平市教育委員会に対し、本設置計画の詳細等について事前に丁寧に説明し、十分な理解をいただくことが重要と考える。 |
| 八幡平市教育委員会 | 特になし                                                                    |

#### 4 参考（岩手県における私立小学校の状況）

岩手県における私立小学校数の推移は下表のとおりであり、現在は県内に私立小学校は設置されていない。

| ■年度     | ■私立小学校数 |
|---------|---------|
| S31 年度  | 3校      |
| S42 年度～ | 2校      |
| H10 年度～ | 1校      |
| R 7 年度～ | 0校      |

令和 8 年度

第 2 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 令和 8 年 9 月 14 日（月） 15 時 00 分

場 所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

## 報告事項

### 専修学校の設置認可に係る経過報告

#### 1 設置計画について

令和8年5月27日付けで提出のあった（仮称）盛岡先端産業・ビジネス・IT専門学校に係る設置計画について、同年7月21日に開催された令和8年度第1回岩手県私立学校審議会における審議を踏まえ、県は同月28日付けで了承することを決定し、同日付けで学校法人多文化共生学園宛て通知した。

#### 2 令和8年度第1回岩手県私立学校審議会における主な意見等

##### （1） 令和8年度第1回岩手県私立学校審議会における主な意見

- ・ 定員数の学生を確保できる計画となっているが、近年開校した専修学校の中には、定員を大幅に下回っている事例があることから、収支計画を含めた経営の見通しについて精査する必要がある。
- ・ 校舎面積の設置基準に関し、「特別の事情」が適用されるものであるか根拠を整理した上で確認する必要がある。

##### （2） 校舎の長期借用に係る保証について

借用予定の校舎について、長期にわたる使用を担保する契約書等が提出されていなかったことから、事務局から、当該書類の提出を前提として設置計画は妥当である旨説明した。

#### 3 その後の状況

- ・ 令和8年7月31日付けで学校設置認可申請書の提出はあったものの、2（2）に当たる書類やその他設置基準を満たすことを確認する一部書類の提出がなかったほか、校舎の総面積やレイアウト等が未確定のままである。
- ・ 実地検査可能な具体的な時期は不明。
- ・ 校舎面積の設置基準について、他県の例も踏まえ検討中であること。

#### 4 設置認可の時期について

本県では、専修学校の設置に当たり、次の表のとおり、実地検査を経て、9月の審議会により諮問・答申することを主なフローとして公表しているが、3のとおり状況であることから、年明けに実地検査を行い、年度末に設置認可に係る審議会を開催する可能性もあると考えている。

(県のホームページで公表している専修学校等の設置フロー)

|                 | 前々年度  |      |    |      |    | 前年度（ <u>廃止等の場合は当該年度</u> ） |       |       |      |              |      |    |      |     |
|-----------------|-------|------|----|------|----|---------------------------|-------|-------|------|--------------|------|----|------|-----|
|                 |       | 7/31 | 9月 | 1/31 | 3月 | 5/31                      | 7月    | 7/31  |      | 9月           | 60日前 | 3月 | 3/31 | 4/1 |
| 各種学校設置<br>専修学校、 | 事前相談等 |      |    |      |    | 計画書提出                     | 審議会協議 | 申請書提出 | 実地検査 | 審議会<br>諮問・答申 |      |    |      | 開設  |

## 岩手県私立学校審議会 参考資料

|   |                         |   |     |
|---|-------------------------|---|-----|
| 1 | 岩手県私立学校審議会運営規程          | 1 | ページ |
| 2 | 審議会等の会議の公開に関する指針        | 2 | ページ |
| 3 | 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について | 4 | ページ |
| 4 | 岩手県私立学校審議会傍聴要領          | 8 | ページ |
| 5 | 岩手県私立学校認可事務取扱要領         | 9 | ページ |

### 【関係法令】

|    |                |    |     |
|----|----------------|----|-----|
| 6  | 学校教育法（抜粋）      | 10 | ページ |
| 7  | 学校教育法施行令（抜粋）   | 12 | ページ |
| 8  | 私立学校法（抜粋）      | 13 | ページ |
| 9  | 高等学校設置基準       | 14 | ページ |
| 10 | 高等学校通信教育規程（抜粋） | 17 | ページ |
| 11 | 小学校設置基準        | 19 | ページ |

## 1 岩手県私立学校審議会運営規程

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。

3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、再任することができる。

(会長職務代理者)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。

2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

(発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

(動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

(議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

(議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則 (抄)

1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

## 2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年3月31日制定)  
(平成13年4月1日一部改正)  
(平成13年10月1日一部改正)  
(平成15年4月1日一部改正)  
(平成15年5月12日一部改正)  
(平成16年3月1日一部改正)  
(平成20年4月1日一部改正)  
(平成22年4月1日一部改正)

### 1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

### 2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

### 3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手続等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

### 4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

### 5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

### 6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

#### 7 会議資料及び会議録の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。  
また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

#### 8 審議会等一覧の作成及び公開

- (1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。
- (4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。
- (5) 年度途中に審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

#### 9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

#### 10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

### 3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)  
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)  
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)  
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)  
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)  
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)  
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)  
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)  
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)  
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

#### 1 指針の趣旨について

審議会の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

#### 2 対象とする審議会等について

- (1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。
- (2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

#### 3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手続等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（1）関係）
- (2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（2）関係）
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（3）関係）

#### 4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。  
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

#### 5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。  
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたうえで行うものであること。  
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。)(指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

#### 6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。 )への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
  - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。  
なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。

- ② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。
- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。
- この場合、前項に定める「会議開催案内（公開）」（別紙２）にかえて、「会議開催案内（一部非公開）」（別紙３）により周知するものとする。
- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。
- 資料提供は、「会議開催案内（公開）」（別紙４）又は「会議開催案内（一部非公開）」（別紙５）を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。
- なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内（非公開）」（別紙６）により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

## 7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針７(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。
- なお、指針７(1)「別に定める基準」とは、別添１に掲げる基準をいう。
- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。
- この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。
- ② 別添１の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。
- なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。
- また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。
- ③ 審議会等は、会議開催日から１週間以内に「会議結果のお知らせ」（別紙７）を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後１週間以内に各１部送付すること。
- なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。
- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から１ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳（テープ起こし）等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から１か月以内に送付すること。
- なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得るよう努めること。
- また、ホームページへの掲載については、会議終了後３年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

#### **8 審議会等一覧の作成及び公開について**

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要（名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等）を記載した「審議会等一覧」（別紙8）を作成し、総務部総務室に提出するものであること。（指針8(1)関係）
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。（指針8(3)関係）
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況（「審議会等一覧」の記載事項の変更点等）について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。（指針8(3)関係）
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。（指針8(4)関係）
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。（指針8(5)関係）

#### **9 適用期日について**

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

## 4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日
- (2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日
- (3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書（様式第2号）
- (2) 設置計画の概要（様式第3号）
- (3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）
- (4) 教育需要に係る資料（様式第5号）
- (5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図
- (6) 負債償還計画書（様式第6号）
- (7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）
- (8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(事前相談)

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。

3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。

- (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
- (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
- (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

(実地検査)

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあつては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。

## 6 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

（学校の設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

一・二 〔略〕

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～⑤ 〔略〕

（小学校）

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第32条 小学校の修業年限は、6年とする。

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第36条 学齢に達しない子は、小学校に入学させることができない。

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、主務教諭（第20項（第2号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭を、養護をつかさどる主幹教諭又は主務教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

⑥ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順

序で、その職務を代理し、又は行う。

- ⑦ 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ⑧ 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- ⑨ 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- ⑩ 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- ⑪ 主務教諭は、児童の教育をつかさどり、及び命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- ⑫ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑬ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ⑭ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ⑮ 事務職員は、事務をつかさどる。
- ⑯ 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- ⑰ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- ⑱ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- ⑲ 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- ⑳ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第9項及び第11項の規定にかかわらず、次に掲げる職員を置くことができる。
  - 一 校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭
  - 二 児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

- ② 地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、当該地方公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

#### (高等学校)

第54条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

- ② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。
- ③～④ [略]

(修業年限)

第56条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

## 7 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抜粋）

第1条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

② 学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

第2条 私立の学校の設置者は、その設置する大学又は高等専門学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則(収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき。

二 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

三 大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するとき。

四 大学における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。

五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。

六 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

第3条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項(市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校、中学校及び義務教育学校(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))の設置する小学校、中学校及び義務教育学校を含む。第七条において同じ。))については、第四号及び第五号の事項を除く。)を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物(以下「校地校舎等」という。))の図面を添えてしなければならない。

一～六 [略]

第4条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一～四 [略]

五 収容定員及び職員組織に関する事項

六～九 [略]

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第5条第3項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 通信教育を行う区域に関する事項

二 通信教育連携協力施設(高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第5条第3項において同じ。))に関する事項

③ [略]

第五条 学則の変更は、前条第1項各号、第2項各号及び第3項に掲げる事項に係る学則の変更とする。

- ② 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。
- ③ 高等学校の広域の通信制の課程（学校教育法第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）の通信教育連携協力施設ごとの定員（高等学校通信教育規程第4条第2項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員をいう。）又は私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の定員又は収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

（法第4条第1項の政令で定める事項）

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～十一 [略]

十二 私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

十三 [略]

2 [略]

## 8 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（私立学校審議会等への諮問）

第7条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項の認可をし、又は同法第13条第1項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

2 [略]

（資産）

第17条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

- 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

## 9 高等学校設置基準

(平成16年文部科学省令第20号)

最終改正：令和3年3月31日文部科学省令第14号

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 学科（第5条—第6条の2）
- 第3章 編制（第7条—第11条）
- 第4章 施設及び設備（第12条—第18条）
- 第5章 関係機関等との連携協力（第19条—第21条）
- 附則

### 第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(設置基準の特例)

- 第2条 公立の高等学校については都道府県教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は2以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。
- 2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

### 第3条及び第4条 削除

### 第2章 学科

(学科の種類)

- 第5条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- ① 普通教育を主とする学科
- ② 専門教育を主とする学科
- ③ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

- 第6条 前条第1号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

- 2 前条第2号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- ① 農業に関する学科
- ② 工業に関する学科
- ③ 商業に関する学科
- ④ 水産に関する学科

- ⑤ 家庭に関する学科
- ⑥ 看護に関する学科
- ⑦ 情報に関する学科
- ⑧ 福祉に関する学科
- ⑨ 理数に関する学科
- ⑩ 体育に関する学科
- ⑪ 音楽に関する学科
- ⑫ 美術に関する学科
- ⑬ 外国語に関する学科
- ⑭ 国際関係に関する学科
- ⑮ その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第3号に定める学科は、総合学科とする。

(学科の名称)

第6条の2 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条の2各号に掲げる方針（第19条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

### 第3章 編制

(授業を受ける生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第8条 高等学校に置く副校長及び教頭の数には当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに1人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(養護教諭等)

第9条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第10条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第11条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

### 第4章 施設及び設備

(一般的基準)

第12条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第13条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

| 収 容 定 員      | 面 積 (平方メートル)                          |
|--------------|---------------------------------------|
| 120人以下       | 1200                                  |
| 121人以上480人以下 | $1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$ |
| 481人以上       | $3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$ |

(運動場の面積)

第14条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第15条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- ① 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- ② 図書室、保健室
- ③ 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第16条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第17条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第18条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

## 第5章 関係機関等との連携協力

(関係機関等との連携協力体制の整備)

第19条 高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第20条 普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科（学校教育法施行規則別表第3（1）及び（2）の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。）に関する科目を開設する学科（次項において「学際領域に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 学際領域に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）

第21条 普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科（次項において「地域社会に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則〔抄〕

（施行期日等）

- 1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

## 10 高等学校通信教育規程（昭和37年政令第32号）（抜粋）

（通信教育の方法等）

第2条 高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

- 2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができる。
- 3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

（通信教育連携協力施設）

第3条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、通信教育連携協力施設（当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。

- 一 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）
- 二 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であつて、面接指導等実施施設以外のもの（第10条の2第2項において「学習等支援施設」という。）
- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。

3～4 〔略〕

(通信制の課程の規模)

第4条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

2 実施校の設置者は、前条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

(教諭の数等)

第5条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 [略]

(事務職員の数)

第6条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(校舎の面積)

第8条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、1,200平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第9条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

一 教室（普通教室、特別教室等とする。）

二 図書室、保健室

三 職員室

2～4 [略]

## 11 小学校設置基準

(平成十四年三月二十九日)

(文部科学省令第十四号)

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 編制（第4条—第6条）

第3章 施設及び設備（第7条—第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 小学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第2条及び第3条 削除

第2章 編制

（一学級の児童数）

第4条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第5条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第6条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭（以下次項において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第3章 施設及び設備

（一般的基準）

第7条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の

適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第9条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第10条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第11条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第12条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第3章の規定、附則第3項の規定（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第16条の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成15年4月1日から施行する。

2 第2章及び第3章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する小学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成19年3月30日文部科学省令第5号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。

附 則 （平成19年10月30日文部科学省令第34号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月26日)

附 則 （平成19年12月25日文部科学省令第40号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月26日）から施行する。ただし、第1条中学校教育法施行規則第1章第2節の節名、第20条第1号ロ、第23条、第44条第1項、第2項及び第3項、第45条第1項、第2項及び第3項、第70条第1項、第2項及び第3項、第71条第2項及び第3項、第81条第1項、第2項及び第3項、第120条、第122条、第124条第1項、第2項及び第3項並びに第125条第2項の改正規定、第5条中学校基本調査規則第3条第2項の改正規定、第8条中学校教員統計調査規則第3条第2項の改正規定、第9条中教育職員免許法施行規則第68条及び第69条の改正規定、第12条中幼稚園設置基準第5条第1項、第2項及び第3項並びに第6条の改正規定、第17条中高等学校通信教育規程第5条第1項の改正規定、第23条中専修学校設置基準第18条第3号の改正規定、第38条中小学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定、第39条中中学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定並びに第47条中高

等学校設置基準第8条第1項及び第2項並びに第9条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月9日文部科学省令第7号）

この省令は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

イ 校舎の面積

| 児童数         | 面積（平方メートル）                           |
|-------------|--------------------------------------|
| 1人以上40人以下   | 500                                  |
| 41人以上480人以下 | $500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$   |
| 481人以上      | $2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$ |

ロ 運動場の面積

| 児童数          | 面積（平方メートル）                            |
|--------------|---------------------------------------|
| 1人以上240人以下   | 2400                                  |
| 241人以上720人以下 | $2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$ |
| 721人以上       | 7200                                  |